

令和6年度 第4回
栃木市国民健康保険運営協議会会議録

日時：令和6年11月28日（木）

午後1時～午後2時30分

場所：栃木市役所

3階 正庁

事務局：栃木市 生活環境部 保険年金課

(事務局)

定刻になりましたので、ただいまから第4回栃木市国民健康保険運営協議会を開催いたします。
会議に入る前に資料の確認をさせていただきます。

まず、事前に送付させていただいたホチキス止めされている次第と資料、クリップ止めになっている資料は、「マイナ保険証への移行について」、「マイナ保険証移行スケジュール」、両面刷りのマイナ保険証の広報チラシの3枚になります。

また、A3の横向きの資料は11月25日の月曜日に開催された第3回財政運営分科会の際に栃木県国保医療課より提示された令和7年度の国民健康保険事業費納付金の資料になります。

最後に、マイナ保険証についてのお知らせのページに付箋をつけさせていただいた広報とちぎの12月号、今回この資料を使いまして会議を進めさせていただきたいと思います。

それでは次第に従いまして本日の会議を進めさせていただきます。

初めに小久保会長よりご挨拶をお願いいたします。

(小久保会長)

皆様こんにちは。

皆様には何かとお忙しい中、また寒暖差があり今日は風が強い中にご参集いただきまして、ありがとうございます。

しっかりと皆様で話し合いながら、よりよい会議にしていきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

(事務局)

ありがとうございました。それでは会議を始めさせていただきます。

会議の進行につきましては、栃木市国民健康保険規則第9条に協議会の会議は会長が議長となると規定されておりますので、小久保会長にお願いしたいと思います。

会長よろしくお願いいたします。

(小久保会長)

それでは会議を進行させていただきます。初めに事務局より定足数の報告をお願いいたします。

(事務局)

ご報告いたします。本協議会の定数は18名ですが、本日は12名の方が出席されており、栃木市国民健康保険規則第11条に規定する会議の定数である、委員定数の半分以上の出席の要件を満たしておりますので、本会議が成立することをご報告いたします。

(小久保会長)

ありがとうございました。

次に、会議録署名者の指名でございますが、慣例によりまして2人の委員を指名させていただきたいと思います。

5番の村上 賢司 委員、7番の川島 吉人 委員をお願いをしたいと思います。

よろしくお願いいたします。

それでは、次第4の議事に移ります。

初めに、(1) 国民健康保険税率等の見直しについてを議題といたします。

事務局から説明をお願いいたします。

(事務局)

それでは、**資料1**をご覧ください、「国民健康保険税率等の見直しについて」ご説明いたします。

初めに「前回の協議について」であります。 (1) の保険税率等見直の考え方(案)につきましては、国民健康保険制度を取り巻く現状や本市の現状(被保険者数、医療の推移等)のほか、事業費納付金と財政調整基金の推移等について、ご報告いたしました。

次に、(2) のこどもの均等割軽減につきましては、本市の状況や他市の均等割軽減の状況等のほか、県の意向、実施にあたっての検討課題等について報告しました。ご意見といたしましては「県は減免したいなら独自財源でやってくださいと言ってる。ここで減免を決めるのではなく、付帯意見として答申すればいいのではないか。」という意見が出されました。

次に、(3) の課税限度額の引き上げについては、現行の104万円を地方税法施行令に規定する106万円に改めることについて報告したところであります。

次に、1. 国民健康保険制度を取り巻く現状であります。平成30(2018)年度の国保制度改革により、将来的な保険料負担の平準化を進めるため、財政運営が都道府県単位とされました。

現在、県は市町ごとの標準保険料率を提示すると共に、第3期の国保運営方針を定め事務の効率化・広域化を進めております。

次に、(1) の保険税水準の統一に向けた対応につきましては、令和10年度の納付金ベースの統一に向けて、段階的に納付金ベースを近づけていく措置が開始されたところです。

また、次の（２）その他であります。市町の財政調整基金の取扱いについては、第３期国保運営方針に基づき、納付金ベースの統一や収納率・医療費水準などの進捗を確認しながら、完全統一への移行を具体化する段階で検討が必要とされております。

また、新たな動きとして、令和８年度から「子ども・子育て支援金制度」が開始され、納付金と合わせて支援金を納付することとなりました。

これにつきましては、国が、急速な少子化・人口減少に歯止めをかけるため、これまでにない規模で、全てのこども・子育て世帯を対象にライフステージ全体を俯瞰して、切れ目ない子育て支援の充実を図り、共働き・共育を推進していくための総合的な対策を推進していくとし、そのための財源として、こども・子育て世帯にしっかりと届くよう、企業、地域社会、高齢者や独身者も含め、社会全体でこども・子育て世帯を応援するための支援金制度として、創設されたものであります。

※令和６年６月「子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律」（令和６年法律第４７号。）が公布された。

２ページをお開きください。

２の本市国民健康保険の現状であります。 （１）各指標の状況として、前回の運営協議会においてグラフにてお示した栃木市国保の状況であります。

まず、被保険者につきましては、５年前と比べて約５，７００人、加入世帯数は約２，２００世帯減少しており、減少傾向は毎年続いております。

次に、６５～７５歳未満の前期高齢者の方が、被保険者全体に占める割合は、４９．１％と高い水準となっております。

次に、医療費の推移につきましては、令和元年から２年にかけて新型コロナの影響で大きく減少しましたが、現在は上昇に転じており、令和５年度の医療費総額は約１４１億８，８００万円 前年と比較しますと１．０％増加しております。

最後に、１人当たりの医療費につきましては、令和５年度 一人当たり４３７，１３９円で前年と比較いたしますと６．４％増加しており、依然、増加傾向が続いております。

次に、（２）令和５年度決算確定による状況であります。令和５年度の実質収支額は、約２億４，６００万円の黒字でありました。

また、現在、各種交付金の清算処理等を進めておりますが、基金への積立て可能金額は、今のところ600万円余となり、昨年から約1億7,300万円減額する見込みとなっています。

一方で、令和7年度の予算編成作業に取り組んでおりますが、今のところ納付金の支払いに係る財源等について、基金から約6億円取り崩し、充当する必要があると見込んでおります。

次に、3.保険税率等見直しの考え方（案）であります。下半期になりまして、決算の確定、それに伴う清算等が進みまして、今年度以降における基金の変動等が明らかになってまいりました。ここであらためまして、その状況等を踏まえ、内容を整理いたします。

まず、（1）基金の取り扱いであります。令和3年度の国保運営協議会答申では、安定的な国保運営を行っていくための適正な保有額として、予算額の5%程度、約10億円が望ましいとされました。一方で、市や町の基金のあり方については、県の国保運営方針で、納付金ベース統一や収納率・医療費水準等の進捗を確認しながら、完全統一へ移行する段階で検討が必要とされており、具体的な協議については、おそらく令和10年度以降から始まるのではないかと考えられます。

次に、（2）の保険税水準の統一であります。今年度から段階的に市町の保険税水準を近づけていく措置が取られております。そのため、本市の税率につきましては、令和10年度には県が示す標準保険税率に合わせる必要があります。

現在、本市の税率につきましては、県が示す標準保険税率を下回っておりまして、県内25市町中下から7番目の18位となっております。

こちらは、お配りした資料の一番最後に参考資料としてつけてありますので、後ほどお目通しください。

次に3ページをご覧ください。

（3）納付金（基金変動）の見込みであります。アの納付金（一人当たりの納付額）増加の要因としまして、全体の医療費が増加傾向にあることや、一人当たりの医療費が伸びていること、さらに、令和8年度から「子ども・子育て支援金」が納付金に組み込まれることなど、増加の要因になると見込んでおります。

次に、イの基金減少の要因としましては、国保加入者が減少することによる税収入の減と、本市の税率が、県が示す標準保険税率を下回っていることにより、本市が納付すべき金額にみあう税収とならないこと、さらには、今後の医療費の動向にもよりますが、一人当たりの医療費の急激な伸びが影響して納付金額が増加することなどが、基金減少の要因と考えられます。

それらを踏まえまして、次の（4）基金及び保険税率等見直しの考え方あります。

基金の変動については、納付金額の増減が大きく関わっておりますが、その推計については、非常に困難であります。

一方、先ほど説明いたしました、令和5年度の決算による黒字額は約2億4,600万円でありましたが、本年度末の基金積立ては約600万円、かつ、令和7年度予算編成に必要な財源として基金から約6億円の取り崩しが必要となっております。

これらの状況を踏まえると、現在の推計では、令和7年度の基金の変動については、3億円余のマイナスと見込まれます。

さらに、今後県から示される令和7年度の標準保険税率及び納付金額によっては、基金変動のマイナス幅がさらに広がる恐れがあります。

令和10年度の保険税水準の統一まで残り4年を切りましたが、基金は増加傾向から減少傾向へ移行したこと、一人当たりの医療費は依然として増加していること、さらには、令和8年度の納付金に「子ども・子育て支援金」が賦課されること等を踏まえると、令和7年度の税率については一旦据え置き、基金の変動等を見極める必要があるのではないかと思います。

また、来年度以降の保険税率等の見直しについては、県から示される標準保険税率に「いつ頃、どのように合わせていくか」等の協議を始める段階にきているのではないかと、考える次第であります。

また、来年度は「子ども・子育て支援金」を納付するための金額等が国から示され、それを受けた県は納付するための必要な税率等を設定しまして、各市町は、その税率等を参考に、令和8年度の税率等を決定していくことが予定されておりますので、ご承知おきください。

続きまして、別冊1と別冊2について、ご説明いたします。

まず、別冊1ですが、(1)は令和6年度標準保険料率、(2)は本市の現行税率でありまして、(3)については、標準保険料率と現行税率の比較(差額)を表しております。

また、上から2段目の表は、前年度の標準保険料率でありまして、一番下の表は、前年度の標準保険料率と現行税率との比較(差額)を表しております。これを見ますと、標準保険料率と現行税率との差額が2倍近くに広がっております。

次に、別冊2をご覧ください。

(1)は国保事業費納付金総額の推移、(2)は国保事業費納付金における被保険者一人当たりの負担額の推移を表しております。

それぞれ見比べていただくと、納付金総額は前年度を下回っておりますが、被保険者一人当たりの負担額はそれとは逆に前年度を上回っております。

これは、本市の国保加入者は減少しており納付金総額は前年度を下回っておりますが、一方で一人当たりの医療費は増加しておりますので、加入者一人一人が負うべき負担額は、上昇しているということになります。

次に、（３）子ども・子育て支援金制度につきましては、先ほど説明いたしましたが、全ての子ども・子育て世帯を対象に切れ目ない子育て支援の財源として、企業、地域社会、高齢者や独身者も含め、社会全体で応援するものであります。

参考資料１をご覧ください。Ａ４横版の資料になります。こちらは、国のこども家庭庁が作成した資料となっております。

令和８年度から納付する支援金の充当先であります、こちらの◎がついているところがこの支援金が充当される先であります。

まず１のライフステージを通じた経済的支援の強化では、児童手当や妊婦のための支援給付、その下２の全てのこども・子育て世帯への支援の拡充では、乳児等のため支援給付として、こども誰でも通園制度、また、その隣の３ 共働き・共育での推進では、出生後休業支援給付や育児時短就業給付、育児期間中の国民年金保険料免除措置など、多種多様な施策等の財源として、使われるようです。

これらにつきましては、国は、令和８年度 について６，０００億円、令和９年度は８，０００億円、令和１０年度 では１兆円を医療保険料とあわせて徴収するとしています。

次に、国保加入者はどのくらい負担するのかということですが、資料に戻りまして、５ページの一番下になりますが、国は目安として令和８年度は一人月に２５０円、年間３，０００円、令和９年度は一人月に３００円、年間３，６００円、令和１０年度は一人月に４００円、年間４，８００円と、段階的に金額を引上げて負担していただくとしています。

ちなみに、この金額については、報道発表の金額であり、また、国は目安としていることから、正式な負担額ではありませんので、ご承知おきください。

いずれにいたしましても、令和８年度からは、この支援金がこれまでの保険税と合わせてご負担していただくこととなります。

また、本日お手元にご用意いたしました参考資料A 3 横書きの表ですが、こちらにつきましては今週月曜日に県から示されました、令和7年度国保事業費納付金の暫定金額となります。

一番左側アルファベットAの列は本年度の納付金で、その隣のBの列は来年度の金額で激変緩和措置をとる前の金額、また、その右隣りCの列は県の激変緩和措置を取った後の金額となっています。

こちらは仮係数ではありますが、今年度の金額と比較いたしますと、1億4,600万円余増加しております。また、いちばん右側の列は納付金総額と一人当たりの負担額の伸びを表しており、いずれも増加していることがわかります。

この後、県では更なる精査をして、来年1月に決定されますので、これはあくまでも仮係数ということで、ご承知おきください。

委員の皆様におかれましては、以上を踏まえまして、「保険税率の見直しの考え方」について、忌憚のないご意見・ご協議等をお願いする次第であります。

説明は以上です。よろしくお願いいたします。

(小久保会長)

ありがとうございました。

ただいまの説明につきまして何かご意見あるいはご質問等ございましたらお願いいたします。

(A委員)

資料の2ページの(2)で、黒字は2億4,600万円あるんですけど、実際600万円しか積み立てられない。1,200万円しか数字がないという状況ということでしょうか。この記述を見ると。

(事務局)

こちらの2億4,600万円につきましては、繰越金ということで、来年度の予算に入ってきます。その下の600万円というのは昨年度の繰越金が入って、今年度の会計上歳入歳出の状況を見まして基金に積み立てられるのが600万円あまりということで、これについてはまだ交付金等の清算等が済んでいないので若干の変動はあります。現在の状況では600万円ほどになるのかなということで、お示しをいたしました。

(A委員)

ちょっとよくわからないんですけども、お金を集めて医療費を払いました。その残りが2億4,600万円あったということですね。

(事務局)

はい。その通りです。

(A委員)

昨年、ここでいう令和5年度だから令和4年度に比較すると1億7,300万円減少する。この要因というものは何ですか。

(事務局)

この要因としましては、おそらく令和4年度に税率を見直しましてそこで税額を下げております。さらに、令和5年度に検討しまして令和6年度に税率を下げておりますので、そういったものが積立てが少なくなる要因というふうに見込んでおります。

(A委員)

令和5年度は基金から繰り入れて税率を下げたということですね。なので、そんなに余剰なお金はないのかなとは思いますが。600万円しか基金に積み立てられない。まあ基金に積み立てられるのは半分、2分の1なので2億4,600万円の黒字であったけれども600万円になるというからくりの部分というのはどういうことなんですか。

(事務局)

今年度の予算におきまして、繰越金としまして令和4年度の決算で3億ほど黒字がありました。それが今年度の予算に繰入られておりましてその中で税率を下げたということで保険税の収入がその分減っております。あと、国や県からくる交付金を令和5年度の清算等をすすめていく中で、その3億円が目減りしてきてしまったと考えております。

(C委員)

要はAさんが言っているのは、2億4,600万円の黒字があるのに積み立てられるのが600万円になるのはどうしてかということなので、事務局の回答としては繰越金がレベルより少し減らしたけれども、繰越金をまた出さないといけないから、そうすると黒字があっても積立てに回せる

のは600万円しかないということを見込んだってことですよね。簡単に言うと、繰越金のレベルを下げただけでもそれにしても3億までは積めないけどってことでしょ。簡単に言うと。要するに繰越金と同じレベルになるためにはこうなっちゃうってことです。繰越金を入れた上での2億4,600万円の黒字だから、繰越を除くと赤字なわけだからね。で、その分基金から入れなきゃいけない分があってという話で。

今日の議題の肝は、要は令和10年に標準保険料率と合わせるときにこれからの4年間で、あんまり極端に最後の最後に合わせるのではまずいので少し税率を上げなくてはならないかもしれないという話と、プラスまだ基金残高があるから、その基金はどうなるかわからないから使っちゃおうという方針だったのを、使えばやはり税率を上げられないからそのジレンマをどう埋めるかというのが、この長々とした文章の中の肝ということ。だから要するに、基金を使いつつもおかつ税率を少し上げていかないと、10年のときにギャップがきますよということですよ。

(A委員)

わかりました。ただそれで我々はなにを話し合ったらいいんでしょうか。

(B委員)

この税率というのは、県内25市町ですかね。令和10年度に統一を目指していくということなんですけど、どの水準に合わせていくんですか。今資料を見ると壬生町さんが一番高いんですかね、保険税率は。県が示している税率というのは何パーセントくらいなのかなというのを聞きしたいんですけども。

(事務局)

イメージ的には、現在医療費水準が高い市町と低い市町が上と下にありまして、それをだんだん上にあるところは下に下げて、下にあるところは上にあげてという措置が今年度からとられておりまして、要は真ん中にするのかなというイメージです。

ただし、毎年医療費は変わってきておりますので、その真ん中の水準が上がりつつありますので大体税率がどのくらいだよっていうのは、その年によってだんだん上がってきたりということもありますので、イメージとしては25市町でするので大体12、3番目の税率という風に考えていただければいいのか、イメージ的にはそうです。

ただ、その12、3番目の税率が一体どのくらいになるのかというのは、今後の医療費の動向にもよるということになります。

(A委員)

すみません。今の質問とは関係ないんですけども、この資料の一番最後のページで12番目がなくて13番目が2つあるっていうよくわからない表なんですけど。これは単なる誤植ということでしょうか。

(13位より前に同率の市町があったため)すみません。私の勘違いです。

(小久保会長)

他にご質問はありませんでしょうか。

(C委員)

この間11月15日に経済財政再生諮問会議の答申が医療費についても出てて、その中で国民健康保険のことについてもスライドで3、4枚触れられているんだけど、要はお金の取り扱いについては県で統一するということにしたので、県の水準を同じにして、市町村の中での水準差はなくなるようにもっていくと。

でも実際業務は今まで通り市町に投げるとするのは、これは継続というふうに書いてあったので結局のところ要するに高齢者の人口構成により、医療費水準が高いところと低いところがある。あと人口規模が小さいところだと、これもその中にも出てたんだけど、例えば一人の患者さんに医療費で一番高いレセプト、ひと月分の医療費で1億を超えるレセプトというのが、結構な割合である。1,000万以上も相当ある。そうすると規模が小さい自治体だとそういう人が1人、2人出ると1度に2、3億その自治体の医療費が増えてしまうわけです。もともと何十億規模の小さいところでやっているとそれですでに10%20%。それは自治体に任せている以上仕方ないので。それを埋めるために均等化されるってことですよね。財政基盤を大きくするというか。だから最終的には県が指示してくるのは今までみたいに医療費の水準が高い低いに対して入れてた交付金がまたなくなるっていうよりも、全部県で責任をもつわけだから、高くなればその分県が払うです。

交付される金は、使ったら足りなかった場合、決算は出さなきゃいけないから矛盾があるんだけど、決算をだそうが出すまいが 赤であったって金は要するに出てくるし、黒であれば持ってくださいっていうことになるわけじゃないですか。

まあ各市町が持ってた基金っていうのはまた全部なくなっていく方向ですよ。基本的にはね。だってその町で決算を出してるけど、決算をだしたってしょうがないわけだから。現実的には金を集めるのは県がやるわけだから。

それから最終的には標準税率に合わせて払うしかないんで、議論の余地はないんだと思うんだよね。

だからやっぱり矛盾してるのは、今更金に関する実務を市町村にまだ投げておいて、その差をどうしようって言うところがおかしいわけだから。一生懸命頑張ってお金かからないようにしようとか、考える必要はないんじゃないかな。

だからもう時間もないし、今日焦点として絞るんだったら、基金のことは切り捨てて、市民に対する激変緩和を加味しつつ、税率をどうするかについて、それが是なのか非なのかを考えるしかないんじゃないのかと、僕は思うんだけどね。

(事務局)

まさにC先生の言われたとおり令和10年度に標準税率に合わせなければならないということで、そうしますと令和9年度にはそこにもっていかないといけないという議論をしなければなりません。

そのため、来年令和7年、令和8年、令和9年実質3年間でどういったかたちで合わせていくかという議論が必要になってくるということで、事務局としてもその必要性を感じております。

一応今回についてはどういう形で合わせていくかっていうのを今後の課題ということでやっていければってということで共通理解を図りたいということが事務局として資料でお示したところであります。

(小久保会長)

よろしいでしょうか。今の発言に何かご意見やご質問はございますでしょうか。

(C委員)

結局見込まれるギャップがどのくらいの金額ベースなのか、A委員がいったとおりでそこがまず一つの出発点です。今までは2年に一度税率改正をしていたわけだけど、もう3年4年しかないわけだから、1年ごとにそれを見直すようにするのかどうか、その方式と金額のギャップを議題にするとかしないと抽象論になってしまう。だから方法論と、それを金額とを両方で議論するしかないんじゃないかと思うんだけどどうなんだろう。

(事務局)

確かにその通りでございまして、今後そういった大体どのくらいという金額は出していきたいと思っております。今年度につきましては、令和6年度新税率ということで、財政運営のほうやっておりますのでその推移といいますか、そこをちょっと見ていきたいということを事務局のほうは思っております、来年度以降はそちらの、大体このくらいの税率でこれだけ離れていきますとかそういう数字等について来年度以降お示ししてまいりたいと考えておりまして、具体的などのよう

に合わせていくかその数字を見ないとそういったご議論ができないと思いますので、それについては来年度以降やっていきたいと考えております。

(C委員)

結局令和7年はもう間に合わないし、税率変更できないわけだよね。令和8年と9年で何とかしなきゃいけないわけでしょ。2年間しかないわけだよね。

だからそういう2年間で1回の税率変更で埋めてしまうのか、それとも2年かけてやるのか、そこら辺のことについての議論をしてるんじゃないの。

(事務局)

先ほどC先生からそういったお話がありました。実際、このような状況であるということで、今回その方向性についてご意見をお伺いできればありがたいと考えております。

(A委員)

つまり我々がいまここで何を協議するのかを教えていただきたいです。

(事務局)

令和10年度に標準保険税率に合わせるにあたりまして、段階的に税率を近づけていくか。それとも一気に近づけていくか。それとも1年おきに近づけていくかなど、何もないところで大変申し訳ないんですが、そういった考え方といいますかご意見を頂戴しまして、来年度に反映させていければというふうに思います。

(D委員)

今お聞きした状況で県のお示しする税率に栃木市も合わせるとなると必ず上がるっていうことが前提なんですよね。

そういうことであれば、それを来年度の税率にはもう反映できない。8, 9, 10年度の3回で一気に合わせるか、もしくは8と10で合わせるかっていう2通りしかないわけですよ。もしくは10で一気にドーンと上げるか。ということだと思うんですけど。わたくしの意見を言わせていただければ、今国保に入っている人は今の基金の恩恵を受けて税率が安価で済んでいる。令和10年に我々も継続して入っているか、その近辺に新しく入ってきた人たちが、みんなが積んでくれた基金の恩恵を受けずに我々だけありがたいって言って、みんなで一斉に10年度を迎えることになるのかということになれば、わたしはやはり8, 9, 10の3段階で残存させたほう

がいいのかなというのがわたしの意見です。ちょっとそういう意見を出すのが早い時期かどうかわかりませんがそのように思います。

(事務局)

ありがとうございます。ほかに何かご意見がございましたらお伺いしたいのですがいかがですか。

(E 委員)

国保被保険者として考えれば急激な変化、急激な上がりというのは好ましくないと思います。現実的には今、定年年齢も上がってきて、国保に入る年齢も上がってきて、医療費もかかるような人たちが入ってきてるわけだから、国保自体が厳しい状況だとは思いますが、今栃木市のほうは低く抑えていただいておりますけれども、県のほうの税率に合わせていかななくてはならないというのはもう仕方ないことだと思うので、それをいかにして緩和した形で上げていっていただけるように来年は検討していただければと思います。

(小久保会長)

他に何かご意見ございませんか。D課長、よろしいでしょうか。

(事務局)

ありがとうございます。ただいまのご意見を踏まえ、来年の協議を行っていきたいという風に考えております。また、今回の税率の見直しにつきましては、市長のほうから諮問をいただいておりますので、この後答申を出すという作業に入っております。

先ほどのご意見やご議論等を踏まえまして、今後答申案を作成いたします。答申のほうは1月提出を考えておりますので、この後は答申案を作成しまして、委員の皆様へ郵送でお送りしましてお目通しをいただき、ご意見をいただきながら固めていければと考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

(小久保会長)

他にご質問がなければ、事務局から今後の流れについてご説明をいただきたいと思いますけれども、よろしいでしょうか。

では、今後の流れについてよろしく願いいたします。

(事務局)

今後の流れであります、今回第4回の運営協議会におきまして、来年度の税率の改正は行わないということと、子どもの均等割軽減につきましては、答申の付帯意見として市長に答申する。また、課税限度額の引き上げにつきましては、地方税法に合わせるという内容で答申案を作成してまいります。そちらは12月中には案を作成しまして、各委員の皆様へ郵送し、内容をご確認いただきましてご意見等をいただいて、その後まとめてまいりたいと考えております。

最後の調整等については、会長にお願いできればと考えております。

答申につきましては、1月の上旬に市長にお出ししたいというふうに考えております。

よろしくお願いいたします。

(小久保会長)

ただいまの説明につきまして、何かご意見やご質問等がありましたらお願いします。

(C委員)

すみません、1つだけ。子ども均等割軽減の付帯意見としては、独自財源でもやったほうがいいという方向での付帯意見ですか。

それとも、こういう軽減はやったほうがいいんじゃないかという意見があったという報告ですか。

(事務局)

こちらにつきましては、国保運営協議会では基金を財源とした更なる均等割については、県の意向、令和10年に統一されるということを踏まえ、令和10年にはやめなければいけないということがわかっておりますので、基金を財源とした更なる軽減というのは難しい。

これについては栃木市独自の財源での検討をしていただければというような内容で考えております。

(C委員)

子ども均等割軽減をやってほしいとか、やったほうがいいかというのは、この協議会から出た話として出すの。

(事務局)

いえ。やってほしいとかやったほうがいいというようなことではなく、軽減については基金を財源とした軽減は難しいので、この軽減をやるかどうかについては市独自で。

(C委員)

市独自はわかったんだけど、この話はどこからきたのかが問題。例えば市民から希望があって子どもの均等割軽減をしてほしいというのがあったので検討したけど、基金ではできないのでもしやるなら市の財源でやってほしいというような付帯文にするのか。

それとも、この協議会の中で均等割の話が出て議論したけれど、基金ではやれないという結論になったのかは全然別でしょ。つまり誰がこれを希望したのかということだよ。

子ども均等割軽減についてこの協議会で話を出したならそれはそれでまた別なんだけど、この協議会で言い出した記憶はないんだけど。どうなんだろう。

(事務局)

確かにこちらの協議会から出た話ではなく、令和3年度に一度協議をされているということと、あとは軽減してほしいというような市民からのご意見とで、諮問に入れたというようなことがあります。

(C委員)

要するに、こういうのがあったので諮問を受けたので出したけれど、協議会では基金から払えないという結論を出した。理由としては統一になるしということと、それから、子ども支援は別に付く可能性もあるから。それは文章を明確にしてね。じゃないと勝手にできないというふうに決めたのかどうかの話になるから。

(A委員)

その軽減割というものは我々の前の段階で出て、どうしようかというのでわたしはそれがずっと引き続いているという認識なんですけれども。今回の委員になるときにもこのことを話しましょうねっていう話を私は初めにした覚えがあるんですけれども。だから、我々が議論をするべきではないんですか。基金が使えないっていうのがいつ決まったのか私にはわかりませんけれども、それは事務局が言っただけですよ。我々で議論をしていないです。

(事務局)

基金が使える使えないという話なんですけど、これは第2回の国保運営協議会におきまして、県の方針として、統一後については、基金を活用した軽減については認めないというようなことでありました。そのことを説明いたしました。

県としては、均等割の軽減につきましては地方単独事業というような認識でいるということでありました。そのため令和10年の統一後においては、基金を財源として軽減は難しいとのお話をさせていただいたと思います。

(F 委員)

わたしの記憶違いかもしれないんですけども、均等割については足利市とかそういうところの例をあげて、こういうことがありますよっていう話題は確か出たはずなんですよ。

令和10年になるとこの均等割は廃止せざるを得ないから、それまでに均等割の恩恵を受けた子どもと、10年で切って、もうその恩恵を受けない子がいるのはいかなものかっていうような話が出て、消極論のほうに移っていった記憶があるんですかいかがでしょうか。

だからその数年の子どもたちだけ恩恵を受けて、他の子はうけないっていうのがいかなものかというようにわたしは記憶しているんですが、どうだったでしょう。

(事務局)

確かにそういった課題もあります。結局令和10年で基金を財源として均等割をしても例えば7, 8, 9で終わってしまう。ということでその3年間だけ恩恵を受けられた子どもと、一方はそれが終わってしまいますので続けられないというような課題もあります。

それもありまして、基金を財源とした更なる軽減というのはちょっとそぐわないんじゃないかと。

(E 委員)

これについて、今の話だと3年に合ったと言う話なんですけど、私どもは全然知らない話の中で子の税率についても来年はみんながこの運営協議会の中で検討してやっていくということなんだから、逆にこの部分について、子どもの部分については、令和8年度からっていうことであれば、来年度、みんなで協議して税率をどうしていくかというのを協議した中で、その中で意見として出していくのか、どうするのかというのを導き出したほうがいいと思うんですよ。全然知らない話の中で答申ということで出されても、ちょっと皆さん困るかなと思うので。

(小久保会長)

事務局よろしいでしょうか。

(事務局)

それではそちらのご意見等も踏まえまして、例えば答申の付帯意見として組み込んで、来年度も引き続き協議をするような形ということも。

(C委員)

答申に出すか出さないかという話だと思うんだよね。付帯で、附則で出すということになるから。だから附則で出すとなると、いちいち詳しく文言をつけないとなんでこうなったかっていう話になっちゃうじゃない。Eさんの意見は、話もしていないのに付帯意見でつけられてもって話だし、僕は前からいたからこの話があったのは知っているけど、結局どうしてできないかとか。もっと言ってしまえば、ここで話した話じゃないよっていう話になるかもしれないでしょ。

要するに基金が使えるものでなければ、あるいは健康保険税が使えるわけでなければ、ここで議論するものではないよね、元々が。だから、本当はそんな付帯意見をつける必要はないわけだよ。でもどうしてもそれを書けというならば、来年もう1回こういう話があったけどどちらには関係ないということで答申の中に入れればいだけだというのが多分Eさんの話だと思う。

どうしてもできないというのを附則意見でつけなきゃいけないのか。なぜ僕がさっき質問したかという、例えば市議員の方とかどなたかがこういうのできないかと言ったので、ここで話をし何か返さないといけないという話なら、多分何か返さなきゃいけないということになるんだけど。言いだしっぺが誰だかよくわからないなら、答える必要はないわけだよ。

市長がこう言ったとか。議会から諮問されたから答えなきゃいけないとか。質問されてないのに答申する必要はないわけだから。

だから最初から全然附則も何も書かなくていいという話になっちゃうし、でもそういう理由があったのであれば、とりあえずこういう理由でそぐわないけど来年も検討しますよと。本当はそうでなければもう一度議決しますよということにすればいいんじゃないかと。

(事務局)

今回の子どもの均等割につきましては、市長からの諮問に入っております。3番目に入っておりますので付帯意見として答申のほうに盛り込んでいきたいというふうに考えております。

(C委員)

協議に適していないという附則。

(A委員)

それって我々は理解できているの。

(C 委員)

でも市長の諮問機関だから。市長がいえばそうなのでしょう。答申しなくてはいけない。

(A 委員)

その答える内容というのは。

(C 委員)

要するに基金が使えないからここで話し合う議題ではありませんでしたということです。

(A 委員)

というものを、市長に返す？独自財源だから。

(C 委員)

ここに書いてあるのはそういう意味でしょう。県が言っているのは要するにやりたかったら自分でどうぞって。

(A 委員)

そのことを我々がここでやりましたか。

(小久保会長)

これは事務局ともう一度話したいと思います。今だとどんどん膨れ上がってしまうので、すみません。今のご質問等についてはしっかりと話させていただきたいと思いますので、それでよろしいでしょうか。

ではということで、(2) その他であります、事務局から何かございますか。

D 課長お願いいたします。

(事務局)

いよいよ、来週 12 月 2 日月曜日以降、現行の健康保険証については、新たな発行が停止され、マイナ保険証を基本とするしくみに移行されます。

そこで、マイナ保険証への移行に伴う本市の取り組みにつきまして、ご報告いたします。

それでははじめに、(1) 現行の保険証につきましては、12 月 2 日以降であっても、有効期限(保険証に記載)の令和 7 年 7 月 31 日まで、使用することができます。

ただし、12月2日以降は転居などにより保険証に記載の内容が変わる場合や、保険証を紛失して再発行が必要となった場合については、新規発行が停止するため、資格情報のお知らせ又は、資格確認書をお渡しすることになります。

次に、(2)マイナ保険証につきましては、現在も医療機関等で使用することができます。

なお、本市国民健康保険加入者のマイナ保険証への登録率は64.3%、そして、その利用率は24%であり、全国平均を上回っております。

また、注意点として、転入・転出や国保から社会保険、社会保険から国保への加入など、加入・喪失の手続きについては、マイナ保険証であっても従来通りの手続きが必要となります。

次に、(3)新たに追加された機能ではありますが、今月から、加入している保険証の保険者へ申請することで、マイナ保険証の利用登録の解除が可能となりました。

また、あわせて利用登録を解除しても、再度利用登録をすることも出来るようになりました。

ただし、現在、利用登録の解除につきましては、申請を受け付けてからデータに反映されるまで1～2か月の時間を要するため、再登録はその後にご自身で行うこととなります。

なお、利用登録を解除した方には、資格確認書をお渡しいたします。

次に、2.今後の予定につきましては、A4横版の別紙「マイナ保険証移行スケジュール」のとおりとなります。

現行保険証の有効期限を向かえる来年7月には、マイナ保険証の方には、「資格情報のお知らせ」を、そうでない方には「資格確認書」を郵送いたします。

有効期限が切れた来年8月以降は、マイナ保険証若しくは資格確認書により、医療機関を受診していただくようになります。

次に、3.その他ではありますが、マイナ保険証への移行に伴い、公式ホームページや広報とちぎをはじめ、ケーブルテレビや栃木市コミュニティラジオFMくらら857等を活用し、周知・広報に努めております。

今後におきましては、現行保険証の有効期限を向かえるタイミングで周知・広報を図ってまいりたいと考えております。

報告は、以上となります。

(小久保会長)

ただいまの説明につきまして、何かご意見、ご質問がありましたらお願いいたします。

(F 委員)

わたしは今マイナンバーカードを紐づけてマイナ保険証になっているんですが、来年の6月いっぱいまでは紙の保険証が使えるということで、それからはマイナ保険証になるということですよ
ね。

わたしはマイナ保険証で受診したくないので、その場合にはマイナ保険証の利用登録というのを
解除すればいいんですよね。

それから、資格確認書なんですが、これはどういうスパンでどのくらい使えるんですか。一生使
えるんですか。

(事務局)

資格確認書につきましては、1年間というスパンで更新というかたちになります。

(F 委員)

保険証と同じように1年ごとに資格確認書が交付されるわけですか。

(事務局)

その通りです。

(小久保会長)

何か他にございますか。

(C 委員)

これと直接関係ないんですが、マイナンバーカードそのものも5年に1度でしたっけ。カード自
体はもっと長いんでしたっけ。でも、内容を更新しないといけないんですよね。

(事務局)

暗証番号が5年です。

(C 委員)

更新しないと保険証も切れちゃうから更新するわけだけど、その更新の際には何か案内が来るん
ですか。

(事務局)

マイナンバーカードのほうは更新の案内がいきます。マイナンバーカードのほうは有効期限が切れる前にご案内がそれぞれいくようになっております。

(C委員)

それは自治体ごとのサービスなんですか。それとも国のデジタル庁とかそっちの。

(事務局)

国のほうですね。J-LISという国の機関から送られるようになっています。

(C委員)

その際は相変わらず顔写真を撮らなくてはいけないし、市役所のほうに出向かないといけないんですか。

(事務局)

更新の際にどうなのかについてはよく確認させていただきます。即答できず申し訳ありません。

(C委員)

そろそろ切れる人がたくさん出てくると思うんですけど。そうすると更新されていないのにマイナンバーカードで受診されても、保険の資格確認はできなくなってしまうんですよね。その辺がどうなっているのか。

(事務局)

確認しておきます。ありがとうございます。

(小久保会長)

他になにかございますか。

(G委員)

医療機関として、先ほどマイナ保険証をなるべく使いたくないというご意見がありましたが、うちも患者さんが使いたくないという方が多いので、利用率については患者さんに任せている状況です。だから全国から比べると低いほうなんですけれど。うちもレセプトを紙で毎月集計するのではなくてオンラインに変えたら、それを政府の医療ポータルサイトに登録されて、オンラインでわた

したちの治療と患者さんがマイナンバーカードを使ったかが毎日毎日チェックされて、それで今回栃木市が出している子どもの医療費助成があるじゃないですか。あれをマイナンバーに紐づけするのに企業が7万とか15万とか請求するわけですよね。そして、国はマイナンバーカードと結び付けば5万円の補助金を出しますと言ったんですよ。それなので入力したんですよ。やっぱり7万15万は高いので補助金が欲しくてね。

そしたら、おたくはマイナ保険証の利用人数が500人を達成していないし、それからあともう一つの計算方法で何%以下なので、これは補助金の対象外ですという。これからいかなる政府の関係する医療機関の例えば光熱費が上がったら補助金が出ますよね。そういうのもマイナ保険証の利用率が達成しない限り出しませんと。

ですから、格付けも皆さんたちがマイナンバーカード使ってくれないとわたしたちの格付けランキングも、医療機関も機械があるこの格付けでどんどん上のレベルになっている。うちはそこを目指してほとんどすべての機械をそろえているんですけど、マイナンバーカードの利用率だけが悪くて、でもこれは患者さんが嫌だというので仕方がないので。受付も「先生、無理には言えません」とか言って、「他の医療機関みたいなことはできません」とか言うけれども、もう政府から干されそうな勢いでこれにはびっくりしました。

だから将来的には多分、無理やりにでもなってしまうと思います。一応報告しておきました。

(A委員)

もらえないんですか。機械入れたらもらえるわけではないんですか。

(G委員)

先月まではそんなことなかったんですけど、どんどん利用率もアップされて。だから、私たちも5%利用すればDX加算1が取れたのに来月からは20%じゃないとだめだと。利用率が上がっていかないから、どんどんあの手この手でわたしたちをいじめるんです。

ですからもう、届出が通らないと良い保険治療ができないから、保険点数ですよ私たちは。難しいですよ。

(F委員)

一つ質問いいですか。資格確認書って保険証と全く同じ機能なんですか。

(事務局)

はい。全く同じです。

資料のこちらのチラシにも、資格確認書がどういうものかというのが載っております。今日は実物も持ってきております。保険証と同じサイズで色も同じです。こういったものを、解除の申請がありましたらお渡しするかたちになります。

(小久保会長)

他にご意見やご質問はございますか。

ご意見がないようですので、ここで議長の職を解かせていただきます。

ご協力ありがとうございました。

(事務局)

ありがとうございました。

最後になりますが、第5回運営協議会の日程につきまして、令和7年2月上旬を考えております。日程等決まりましたら改めてご通知を出させていただきますので、ご出席いただけますようよろしくお願いします。

それから、その前にお話しさせていただいたように、答申案のほうを、できあがりしましたら郵送で対応させていただきますのであらためてよろしくお願いいたします。

それでは、以上をもちまして、本日の会議を閉会いたします。

本日は、お忙しいところ、ありがとうございました。お疲れ様でした。

令和6年11月28日

会 長 小久保 かおる

署名委員

署名委員